



令和7年 全国労働衛生週間スローガン
ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場



～10月1日から7日までは 第76回全国労働衛生週間です～

皆様には、日頃より広島県労働基準協会並びに三原支部の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

10月1日から7日までの間は全国労働衛生週間です。また、9月1日から30日までの間は全国労働衛生週間の準備期間となっています。

昭和25年に第1回が実施されて以降、今年で第76回を迎える全国労働衛生週間は、「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保」に大きな役割を果たしてきたところです。

三原支部は、準備期間中である9月3日（水）、9月5日（金）、9月8日（月）に全国労働衛生週間説明会を開催しました。

◇第76回 全国労働衛生週間説明会を開催!! ◇

三原支部では、準備期間中の9月3日に三井金属鉱業(株)竹原製煉所保健会館、5日に三原市中央公民館（建設業労働災害防止協会広島県支部三原分会と共催）、8日に河内保健福祉センターにおいて、三原労働基準監督署より坂根署長、大原安全衛生課長にご出席いただき、第76回全国労働衛生週間説明会を開催しました。

説明会では、冒頭にご出席いただいた三原労働基準監督署の坂根署長、大原安全衛生課長を紹介したのち、坂根署長よりご挨拶をいただきました。

◇坂根署長あいさつ◇

まず、冒頭に労働行政へのご理解、ご協力に対し謝意を述べられるとともに、猛暑が続く状況から熱中症対策について十分留意いただきたいと述べられました。

今年76回目となる全国労働衛生週間に関し、週間の趣旨は、国民の労働衛生に関する意識を高め、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じ、労働者の健康を確保することとの説明がありました。

また、昨今の労働環境は大きく変化し、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率は年々上昇し、生活習慣病や慢性疾患を抱えながら働く労働者も増加、女性の就労率の上昇から働く女性



竹原会場

の健康問題も重要な課題となり、更年期、妊娠、出産といったライフイベントと仕事の両立、これらを支える労働環境の整備が求められていることから、職場における健康管理は益々重要性を増し、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける環境づくりは、企業の持続的な成長や地域社会の活性化に直結すると話がありました。

今年度の全国労働衛生週間のスローガンは、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」であり、



坂根署長あいさつ

このスローガンには、働き方と生活の調和を意識し、心身の健康状態を客観的に把握しながら未然に不調を防ぐというメッセージが込められていると感じていると話されました。

そして、本年度の週間の重点事項に関して6点ほど話をさせていただくとして、最初に過重労働による健康障害防止対策、ワーク・ライフ・バランスの確保について話をされました。

長時間労働は心身の健康に深刻な影響を及ぼします。

1か月80時間以上の時間外、休日労働を行う人の割合は減少傾向にあるものの、特定の業種や職種では依然として高い数値を示し、特に製造業の繁忙期や運輸業の納期の集中時期等では、業務負荷が一気に高まり健康リスクが急上昇する場合もあるので、時間外労働の上限規制を守るだけではなく、仕事の平準化、計画的な休暇取得、代替要員の確保など組織的取組が不可欠であるとのことでした。

続いて、メンタルヘルス対策の推進について話され、令和6年度労働安全衛生調査において、68.3%の労働者が仕事や職業生活に関して不安や悩みなど強いストレスを感じる事柄があると回答し、その原因として多いのは、仕事の量、仕事上での失敗、責任の発生、お客からのクレーム、パワハラ、セクハラなどの組織内での人間関係となっていることから、ストレスチェックを年1回の実施で終わらせるのではなく、集団分析を通じて職場環境の課題を洗い出し改善につなげることが肝要であり、小規模事業場では地域産業保健センターを活用する等で、職場全体のメンタルヘルス対策の体制を整えていただきたいと述べられました。

3点目は、高年齢労働者を中心とした転倒、腰痛災害の防止に関する話があり、災害統計で、60歳以上の労働者の災害のうち4割以上を転倒災害が占めており、腰痛は建設業、製造業、運輸業、介護現場など幅広い分野で発生し、長期休業の原因となっています。このため、

エイジフレンドリーガイドラインでは、床の段差や滑りやすさの改善、重量物の取扱いの際の補助具の導入、作業前のストレッチや筋肉トレーニング等、実践的で具体的な予防策が示されています。職場環境のちょっとした改善や気付き、声掛けが災害防止につながるの、これらの対応についてお願いされました。

4点目に、熱中症予防対策の推進に関して、令和6年は全国で1,257人の方が業務中の熱中症により4日以上の上を休業を余儀なくされ、31人の方が亡くなられています。特に建設業では、屋外作業が多く熱中症のリスクが極めて高い業種であり、熱中症による休業4日以上の上労働災害



三原会場

は建設業が多く報告されています。建設業以外の業種においても、屋外作業だけではなく、空調のない倉庫や工場などの屋内においても大きな危険があり、予防にはこまめな水分、塩分補給、休息、日陰や冷房の効いた休憩所の設置、作業強度に応じたローテーション、暑熱順化と呼ばれる体を暑さに慣らす工夫が効果的です。特に、新入社員や異動者、高年齢労働者は、暑さに慣れていない場合が多く優先的な配慮が必要となりますとの話がありました。



河内会場

5点目、化学物質による健康障害防止対策について話があり、従来の特別則に基づく物質についてのみの管理から、国のGHS分類により危険性、有害性が確認された全ての物質についてリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ代替物質の使用、局所排気装置の設置、防毒マスクの着用等、ばく露される程度を最小限にするよう義務づけられることになり、ラベル表示やSDSの整備も拡大され、対象物質が大幅に増えています。また、小規模事業場においても、換気状況や保護具の着用実

態、保管状況等より適切に管理することを求められることになったとの話がありました。

最後に、石綿による健康障害防止対策について話されました。

石綿は2006年の全面使用禁止から20年近く経ったものの、建築物や設備の改修、解体工事の現場では今も潜在的な危険があり、作業前には事前調査を行い、結果を記録し提出すること、作業中は、湿潤化や養生、集塵機の使用、呼吸用保護具の確実な着用等が求められています。

石綿による健康障害は発症まで数十年を要することが多く、過去のばく露が将来の病気につながります。だからこそ、今の一つ一つの措置が未来の命を守ることに繋がっていくと話されました。

これら6項目は、いずれも労働者の命と健康を守ることに欠かせない取組であり、重要な点はこれらを単発なキャンペーンではなく日常の業務に組み込んでいただきたいと述べられました。

労働衛生週間は、各事業場が自主的な活動を点検、強化するためのきっかけにすぎず、ここでの気づきや改善を継続することが真の健康確保につながっていくことから、それぞれの業種や職場環境に応じた衛生活動を進めることで、労働災害のない安全で健康的な職場に一步一步近づいていただきたいと話されました。

最後に、働くすべての方々が心身ともに健康で安心して働ける職場環境づくりに、ともに取り組んでいただくようお願いされるとともに、監督署としても、今年の衛生週間を皆様方と一緒に展開し、労働衛生管理活動を一層促進してまいりたいと述べられ挨拶を締めくくられました。

坂根署長の挨拶に続き、竹原会場・河内会場では広島県西部東保健所保健課健康増進係の岸係長より「健康ひろしま21（第3次）に係る広島県・広島中央二次保健医療圏域の現状と取組について」と題して、三原会場では広島県東部保健所保健課健康増進係の木村様より「健康ひろしま21（第3次）に係る広島県・尾三圏域の現状と取組」と題した講演をお願いしました。

◇ 健康ひろしま21（第3次）に係る広島県・

広島中央二次保健医療圏域の現状と取組について

西部東保健所保健課 岸係長 ◇

最初に、広島中央二次医療保健圏域（広島中央圏域）とは竹原市、東広島市、大崎上島町の2市1町で構成された地域で、西部東保健所が管轄している地域であるとの話がありました。

次に、「健康ひろしま21」について、健康増進法に基づき策定された広島県の健康増進計画で、第3次は令和6年度から12年間の計画で、令和11年度に中間評価を行うこととなっていること、計画は県民の健康づくりを推進するための基本方針で、県、市町、医療保険者、企業、関係機関・団体等が健康づくりを推進する役割分担の指針となるものと説明されました。

この計画の基本理念は「県民誰もが、より健やかに、安心して、生きがいを持ちながら自分らしく暮らし続けられる社会の実現」で、「生活の質の維持・向上」を計画の目指す姿として掲げています。また、計画の基本的な取組の方向として「生活習慣及び社会環境の改善」、「主要な生活習慣病の予防・重症化予防」、「ライフステージに応じた健康づくりの推進」、「個人の健康を支え、守るための社会環境の整備」の4つを定め、計画の総括目標として「健康寿命の延伸」を掲げるとともに、「女性の健康づくり」を重点的に取組むと明記されたとの説明がありました。

「健康寿命の延伸」に関わって「健康寿命」と「平均寿命」の説明をされ、「平均寿命」とは0歳時点で何歳まで生きられるかを統計から予測した「平均余命」をいい、「健康寿命」は日常生活を制限されることなく健康的に生活を送ることができる期間を指し、この平均寿命と健康寿命の差が長いほど、日常生活を制限されながら生活を送る期間が長くなると述べられました。

また、広島県の平均寿命は男性よりも女性が長いものの、健康寿命はあまり変わらないため、女性は男性よりも長生きですが日常生活に制限がある不健康な期間が長く、その健康寿命は全国でも低位で、長らくワースト5位程度を推移したため「健康寿命の延伸」と「女性の健康づくり」が重点目標として掲げられた背景となっているとのことでした。

総括目標である「健康寿命の延伸」では、全国平均を上回り平均寿命の伸び以上の延伸が具体的な目標とされています。健康寿命には脳血管疾患、心疾患、糖尿病、がん、骨折、認知症の6つ疾病が影響を与えると考えられており、延伸するために予防すべき疾患と言えること、また、これらの疾患に関し性別年代別に比較した結果、女性では高血圧での受療率が高齢になるほど高く、65～74歳で糖尿病、骨折で受療率が高く、全年齢で精神疾患の受療率が高いという結果から「女性の健康づくり」が重点目標とされたと説明されました。

各施策分野の目標は、栄養・食生活で「食塩摂取量の減少」、「野菜摂取量の増加」、「毎日朝食を食べる県民の割合の増加」の3点、身体活動・運動、休養・睡眠では「日常生活における歩数の増加」等が、飲酒、たばこ、歯と口腔の健康においては現状と目標値が定められ、喫煙する人の割合の減少、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合の減少等が目標とされているとの話がありました。

また、がん、循環器病に関しては、がん検診、特定検診等を受診し早期発見することが重要ですが、いずれも広島県の受診率が低いため、受診率向上が目標として掲げられ、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、若い世代、働き盛り世代の健康についても目標が定められ、若い世代、働き盛り世代の健康づくりでは「健康経営」に取り組む中小企業の増加が目標と話されました。

この計画の重点的取組である「女性の健康づくり」に関して、令和6年度に広島県が実施した女性の健康上、生活習慣上の問題に係る調査の結果、「休養やメンタルヘルス、運動習慣について適切な行動がとれていない」「骨折予防の知識や検診への関心が低い」等が明らかとなり、この結果を踏まえ広島県は、睡眠を含む休養や、メンタルヘルス、運動習慣、骨折や骨粗鬆症の予防を重点的に取組むこととしたと説明されました。



岸係長の説明

続いて、広島中央二次医療保健圏域の現状について話があり、死因別死亡割合は、県全体と広島中央圏域は似たような傾向で、悪性新生物による死亡割合が23%、心疾患が17%、脳血管疾患が7.1%、糖尿病が0.8%で、生活習慣病による死亡が半数を占めている状況にあり、標準化死亡比を見ると、悪性新生物については県も

標準化死亡比：
全国の年齢構成ごとの死亡率と対象地域の構成に
当てはめ算出した期待数と、実際の死亡数を比較
する指標。全国平均を100とし100を超えれば死
亡率が高く、小さければ低いと判断する。

広島中央圏域も各市町も100を切って全国に比べ
少し低めですが、心疾患はこの圏域は114.8と
全国よりも県の107.6に比べても高く、特に竹原市123.5、大崎上島町127.7と高
くなっています。糖尿病については、この圏域全体は98.9と低いものの、大崎上島町は19
2.3と高くなっています。この圏域で標準化死亡比が高いものは、その他の虚血性心疾患がト
ップで主に心不全や心筋梗塞を除く狭心症等で、続いて腎不全、続いて交通事故となります。な
お、虚血性心疾患の原因として高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙が四大冠危険因子と言われてい
ます。腎不全は、糖尿病、高血圧等があり生活習慣が密接に関わっていると話されました。

続いて、各施策分野における広島県の取組についての話しをされました。

栄養・食生活では、野菜摂取量を記録し応募すると県内の特産物が当たる「ベジフルチャレン
ジ」を毎年実施し、野菜摂取量の増加と地産地消の推進を目指す取組を行っています。また、企
業と連携した取組として、令和6年度には朝食を食べる県民の割合の増加を目指し「朝ごはんレ
シピBOOK」を企業と共同制作し、県内の量販店やイベントで配布し、朝食摂取に向け取り組
みました。その他に「朝食応援イベント」として、企業や大学と連携し朝食に向けたメニューの
試食提供やレシピ配布等を行っており、今年度は「広島県の野菜食べつくしカレーの提案」とし
て野菜摂取の増加や地産地消の啓発の取組を行ったと話されました。

身体活動・運動（適正体重）の取組では、ひろしま健康づくり県民運動推進会議のホームペー
ジ等にて県内各地で開催されるイベント等の掲載、地域における健康づくりリーダーの育成のた
め、同会議でのヘルプマイスターの認定も行うとともに、ホームページにて運動に関する様々な
情報提供も行っているとのことでした。

次に健康経営に関しての話があり、健康経営とは「従業員の健康保持・増進の取組が、将来
的に収益性を高める投資である」という考え方の下、健康管理を経営的視点から考え戦略的に実
践するとされ、この健康経営という取組が行われています。

この取組では、最初に企業等が健康宣言を行って、企業や組織が従業員の健康づくりに取り組
むことを社内外に発信していくことになり、健康宣言事業は、協会けんぽや健康保険組合連合会
等の保険者が実施していると説明がありました。なお、広島県では健康経営セミナーの開催や、
健康経営に取組む上で悩みを抱えている企業に対してアドバイザーの派遣、健康経営優良企業の
表彰などの取組を行っているとのことでした。

最後に、がん検診、特定検診について話があり、広島県では2人に1人が「がん」になるとい
う現状があること、「がん」を予防するためには5つの健康習慣があり、禁煙、食生活の見直し、
適正体重を維持すること、身体を動かすこと、お酒を控えることが「がん」予防のためにできる
習慣とされています。これらも大事ですが、早期発見のためにがん検診の受診が大切です。早期
発見がんと進行後発見がんの5年相対生存率では、明らかに早期発見がんの生存率が高いので、
がん検診を受診し早期発見を目指していただきたい。しかしながら、広島県のがん検診の受診率
は全国平均と比べ軒並み低いことから、是非とも1年に1回は受診していただきたいと思います。

また、特定健診も年1回の受診について啓発を行っていますが、令和5年度における受診率は、
全国59.7%、広島県は56.3%で全国32位と低くなっていますので、特定健診も是非と

も受診していただきたいと思います。受診率向上についても目標値を定め、土日健診の実施や、がん検診と同時実施など様々な工夫をして取組んでいると話しをされ、説明を終了されました。

◇ 健康ひろしま21（第3次）に係る広島県・尾三圏域の現状と取組

東部保健所保健課 木村技師(保健師) ◇

まず、尾三圏域とは尾三二次保健医療圏域をいい、三原市、尾道市、世羅町で構成された地域で東部保健所が所管する地域であるとの説明がありました。

続いて「健康ひろしま21」に関しての説明をされたのちに、広島県の現状や取組についての話しがありました。



木村技師(保健師)の説明

その後、尾三圏域の現状について平成27年から5年間の主要死因別標準化死亡比は、糖尿病、心疾患、自殺が非常に高く、このうち糖尿病では、40～64歳の男女別のHbA1c8.0以上の標準化該当比が尾三圏域では男性が10.8%、女性が36.4%と高い状況にあること、また、悪性新生物（がん）の部位別の標準化死亡

標準化該当比：

全国の年齢構成ごとの該当率と対象地域の構成に当てはめ算出した期待数と、実際の該当を比較する指標。全国平均を0とし0を超えれば該当率が高く、小さければ低いと判断される。

比では、肝がん、肝内胆管がんがかなり高い状況にあり、心疾患など循環器疾患に大きく影響を与える高血圧では、収縮期血圧140mmHg以上の標準化該当比が男性4.7%、女性5.8%と少し多く、同じく循環器疾患に大きく影響を与える脂質異常ではLDLコレステロール160mg/dl以上の標準化該当比が、男性0.4%、女性6.6%と高い状況にあると説明されました。

また身体活動・運動に関し、日常生活で目標歩数に達した人の割合は、尾三圏

目標歩数：

1日の歩数が男性20～64歳で9,700歩以上、65歳以上で7,000歩以上、女性20～64歳で8,600歩以上、65歳以上で6,200歩以上

域では14.6%と県内の各圏域の中で最も低く、尾三圏域は座っている時間・座位時間がとても長くなっており、歩く時間が短いという特徴があるとの説明がありました。

次に自殺者に係る現状について話しがあり、尾三圏域では過去5年間で241人が自殺されており、背景として40～50代の働き盛りの世代で、失業、配置転換、退職など仕事に関する大きなイベントが他の要因と複合的に絡み合い自殺まで至る例が多くあります。仕事に関する事柄が自殺へ大きな影響を与えているとのことでした。

最後に東部保健所の取組について話しがありました。

尾三圏域は肝がんで亡くなる方が非常に多い地域で、肝がんの原因の約6割はC型肝炎、B型肝炎に感染し肝炎が長く続いている場合が多く、肝炎ウイルスは幼少期に感染し無症状の期間が長く続くため、早期発見には肝炎ウイルス検査の受診が大切となりますので、「一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう」との啓発に取り組んでいるとのことでした。

また、メンタルヘルスに関しては、尾三圏域の身近な相談窓口や、医療機関一覧を載せたパンフレットを用意し、保健所や市町では保健師による対面や電話での精神福祉相談を実施しているとの説明をされ、お話を終えられました。

保健所講師による講演に続き、大原安全衛生課長より「労働衛生のしおり」「全国労働衛生週間説明会資料」等を用いて、「全国労働衛生週間実施要綱」や「労働衛生を中心としたトピック

ス」等についての説明がありました。

◇労働衛生週間実施要綱等について・大原課長◇

冒頭、全国労働衛生週間において取組をお願いしたいのは労働衛生環境の改善であり、全国労働衛生週間実施要綱には準備期間や本週間に実施していただきたい事項が明記されているとし、重点事項等を含め取り組んでいただきたい点等を説明されました。

最初に、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」、「職場におけるメンタルヘルス対策」等の重点事項への取組についてお願いされました。

2点目、9月は「職場の健康診断実施強化月間」であることから、この期間で健康診断の取組の見直しをお願いしたい。併せて、健康診断実施後に有所見者に関し医師の判断を求め、就業上の措置に係るアドバイス等を受け事後措置を実施することで健康診断は完了するもので、事後措置までキチンと実施することをお願いすると話されました。

また、粉じん作業等に従事した労働者で所見を有し退職した方や、石綿作業に従事し退職した方等には、退職後も当該作業に係る健康診断を受けることができる「健康管理手帳」という制度のご案内をお願いされました。



大原課長の説明

4点目、ストレスチェックの実施に関し、現行は50人以上の事業場にストレスチェックの実施の義務付けがあるも、本年5月、ストレスチェックに係る事業場規模の制限を無くす改正法令が成立したため、一定期間後、労働者を使用する全事業場に実施義務が課せられることとなったとの説明がありました。

次に業務上疾病に関し、一番被災者が多いのは業務上の負傷に起因する疾病、次に物理的因子による疾病、作業態様に起因する疾病、化学物質による疾病等で、負傷に起因する疾病の約8割が重量物の持ち上げた際等に発生する災害性腰痛、2番目の物理的因子による疾病の約8割を熱中症が占めています。それ以外に化学物質による疾病等では、保護具未着用で炎症等を起こしたもの等があると話されました。

続いて「職場の腰痛予防対策」に関して、厚生労働省では腰痛予防対策指針を策定しており、最近の改定では介護業務従事者に関する規定を明確化しています。この指針の中では、取扱物の重さを男性従事者は体重の40%以下、女性従事者は24%以下と目安を示していますが、女性の重量物の取扱いでは女性労働基準規則で、継続作業は20kg未満、断続作業で30kg未満と制限が規定されています。併せて「腰痛を防ぐ職場での事例集」等のマニュアルが作成されていますので、これらを活用したノーリフトケア作業の実施等の検討についてお願いされました。

次に、「熱中症の予防対策」に関して、毎年クールワークキャンペーンに取り組んでいますが、今年は職場における熱中症対策の強化として、熱中症の恐れのある者等の発見時の連絡体制の確立、処置等の対応体制の確立とその周知に係る法令改正があり、熱中症へ対応に関して雇入れ時や職長に対する教育についても示されているとの説明がありました。

また、「化学物質による健康障害防止対策」に関しては、化学物質に関する法令改正があり化学物質管理者の選任や保護具管理責任者の選任等が定められたこと、化学物質安全データシート（SDS）に関する改正点等についての説明がありました。

続いて、労災補償状況の現状について話があり、令和6年度の脳、心臓疾患による労災補償決定件数が241件うち死亡が67件、精神障害による労災補償決定件数が1,055件うち自殺

が８８件であることから、メンタルヘルスに係る対策をお願いするとともに、脳、心臓疾患については過重労働に関して留意いただきたいとのことでした。

次に「メンタルヘルス対策」については、メンタルヘルス推進担当者の選任や、メンタルヘルス対策の重要性についての管理者への教育、セルフケア・ラインケア、事業場内の産業保健スタッフによるケア、事業場外機関との連携等が職場のメンタルヘルス指針で示されているとの話をされました。

そして面接指導等に関しては、過重労働における長時間労働者への面接指導は、時間外、休日労働が８０時間以上の場合医師による面接指導の実施、高ストレス者を対象とする医師による面接指導の実施は、ストレスチェックでストレスが高く申出があった場合に実施するとされ、これらの面接指導は、対象者がいない場合も実施体制を設けることが必要となると説明がありました。

１２番目に「石綿障害防止対策」に関して、石綿除去は建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルを確認し、石綿吹き付けや配管へ付着した石綿の除去作業の実施をしていただくこと、このマニュアルに石綿の事前調査の掲示板が示されていますが、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、リサイクル法に関連しますので必ず掲示をお願いします。また、工作物の事前調査に関しては資格を有することが必要となる旨の説明がありました。

続いて「放射線被ばく防止」について、放射線被ばくは、医師が手術の際にエックス線透視を用いて施術する場合や、工業用のエックス線装置でオープンタイプ型による検査で発生するのではないかと思いますので十分留意を願いたいとの話がありました。

次に補助金について話があり、補助金等にはエイジフレンドリー補助金、高度安全機械等導入支援補助金、受動喫煙防止対策助成金があること、このうちエイジフレンドリー補助金は、高齢者に働きやすい環境を目指すための補助金で、今年が目玉は熱中症に関する分野で使える補助金となっていると説明をされました。

最後に、安全衛生に優良な企業として認定する制度である安全衛生優良企業制度について話があり大原課長の説明が終了しました。

監督署の大原安全衛生課長からの説明ののち、三原支部からのお願いと連絡事項等をお話しして全国労働衛生週間説明会を終了しました。

◆ 第４８回広島県産業安全衛生大会 開催案内 ◆

昨年度は全国大会の広島開催のため開催しなかった「広島県産業安全衛生大会」を、令和７年度は次のとおり開催いたします。

この広島県産業安全衛生大会では、安全衛生に関する講演や大井川鐵道㈱の鳥塚社長による「湿った薪に火をつけろ～ローカル線を活用した地方創生と会社再生の物語～」と題した特別講演などを予定しておりますので、安全衛生スタッフをはじめ多くの方のご参加をお願いいたします。

開催日時： 令和７年１１月１３日（木） １３：２０～１６：２５（開場１２時）

場 所： ふくやま芸術文化ホール・リーデンローズ 大ホール

（福山市松浜町２－１－１０）

★ 過重労働解消のためのセミナーのご案内 ★

過重労働解消のためのセミナーも、「令和7年度就業環境整備・支援事業」の一環として開催されるセミナーで、オンラインセミナーと各地域で開催するセミナーがあります。



このセミナーでは、時間外労働が常態化しており改善を求めている事業場、人材確保・生産性向上等のために業務効率化で過重労働を解消しようとしている事業場、担当者不在や欠員で労働時間管理に窮している事業場等を対象として、過重労働解消の手法等についてテキスト等を用いて、法令・判例等の最新情報や具体的な取組事例を交えながら判り易く解説することにより、実践的な知識を提供していきます。

開催日時： 11月27日（木）14：00～16：30

場 所： 広島市南区民文化センター

（広島市南区比治山本町16番27号 広島産業文化センター内）

※ なお、専門Webサイト「R7年度就業環境整備」（<http://shuugyou.mhlw.go.jp/site/top>）にてセミナーの詳細をご確認ください。

◇令和7年度 三原支部 年間行事・講習予定◇

- ・ 令和8年1月23日 第2回幹事会、分会・部会実務担当者会議及び研修会

（三原市中央公民館（予定））

※ あくまでも年間行事の予定です。事情により会場や日時等を変更する場合があります。

◇ 令和7年度 県協会講習・追加講習 ◇

- ・ 10月8日（水） 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育（福山教習所）